

令和 6 年度 島田市地域包括支援センターの業務・事業実施方針（案）

1 島田市地域包括支援センターの基本業務の概要

（Ⅰ）総合相談業務

高齢者の状況を把握し、適切なサービスにつなげる等の支援を行う。

（Ⅱ）権利擁護業務

高齢者虐待などの権利侵害の予防や対応を行う。

（Ⅲ）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャーへの個別支援やケアマネジメントを実施するための環境整備を行う。

（Ⅳ）介護予防ケアマネジメント業務

高齢者の心身の状況や生活環境等に応じて、適切なサービスの調整等を行う。

2 事業実施方針（法第 115 条の 47 第 1 項に基づく）

島田市地域包括支援センターは、公正・中立な事業運営を確保するとともに、地域包括ケアの実現をめざして、センター職員の専門性を生かしたチームアプローチにより、以下の取組を展開していきます。

必須項目

- (1) 高齢者を地域で支える体制づくり（Ⅲ）
- (2) 認知症施策の推進（Ⅰ～Ⅳ）

選択項目

- (3) 多職種、多機関とのネットワーク構築（Ⅰ～Ⅳ）
- (4) センターの認知度を高めるための周知活動（Ⅰ～Ⅳ）
- (5) 介護支援専門員に対する連携体制づくりと実践力向上支援（Ⅲ）
- (6) 高齢者虐待防止と成年後見制度の利用支援（Ⅱ）
- (7) 家族介護者の負担軽減・離職防止に向けた取り組み（Ⅲ）
- (8) 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの実施（Ⅳ）

※Ⅰ～Ⅳは、基本業務の内容を標記している。

※各地域包括支援センターは、上記の取組のうち必須項目である 2 項目、及び(3)から(8)の選択項目から 1 項目以上を選び、重点推進事業として、「目標」及び「具体的な取組」を計画する。